

さいたま市告示第 1 1 5 7 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 5 号）第 1 0 条第 1 項により自転車等を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 8 年 7 月 3 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 2 0 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 0 4 8 (6 5 2) 8 8 1 2

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/06/29	浦和駅西口	埼玉県警24-241210278	A23AK23890		
2026/06/29	浦和駅西口	港南0241949	KAFK38702		
2026/06/29	北浦和駅西口	埼玉県警21-211029668	GGOK37573		
2026/06/30	東浦和駅	埼玉県警15-5487482	SPF023035		
2026/06/30	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8553609	A18AJ85728		
2026/06/30	浦和駅東口	埼玉県警20-202137067	S1000306		
2026/06/30	浦和駅東口	不明	XB511290152		
2026/07/01	中浦和駅	埼玉県警21-210208267	ST0JF00836		
2026/07/02	北浦和駅西口	埼玉県警25-253337389	F25676488		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/06/29	大宮駅東口	埼玉県警21-212159948	STTJY05016		
2026/06/29	大宮駅西口	埼玉県警23-233922366	A23AF54979		
2026/06/29	宮原駅東口	静岡県警J37717	A20AH15967		
2026/06/29	東大宮駅西口	埼玉県警24-240290669	VF18J03166		
2026/06/29	東大宮駅西口	埼玉県警23-233835170	SXD033737		
2026/07/01	土呂駅西口	埼玉県警25-253943599	F25796069		
2026/07/02	大宮駅東口	埼玉県警23-234174312	STWHJ04623		
2026/07/03	大宮駅東口	不明	ZX23186884		
2026/07/03	大宮駅西口	埼玉県警20-202451349	B9X72027		
2026/07/03	大宮駅西口	埼玉県警20-200033264	STK047117		
2026/07/03	岩槻駅	浅草B-00494	P6CA26103		

合計：20台

告示期限 令和8年7月24日